

横浜市浦舟コミュニティハウス 指定管理者事業計画書			
申込年月日 令和6年7月16日			
ふりがな 団体名	特定非営利活動法人 みなみ区民利用施設協会		
ふりがな 代表者名	おおつ 幸雄	設立年月日	平成22年6月1日
団体所在地	横浜市南区浦舟町3丁目46番地 浦舟複合福祉施設10階		
電話番号	045-243-8411	FAX番号	045-232-9669
沿革 設立の経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 平成7年4月 南区内の地区センター、コミュニティハウス等の管理運営を行うことを目的に、区内各地区的連合町内会長等が中心となって、当協会の前身である「南区区民利用施設協会」を任意団体として設立。</li> <li>◎ 平成22年6月 不特定多数の利益の増進に寄与する団体であることを明確にするため「特定非営利活動法人みなみ区民利用施設協会」を設立し、法人格を取得。協会役員には、引き続き地区連合町内会長等が就任。</li> <li>◎ 平成23年4月 南区区民利用施設協会から事業を継承し、特定非営利活動法人みなみ区民利用施設協会として市民利用施設の管理運営業務を開始。</li> <li>◎ 平成30年6月 特定非営利活動推進法(NPO法)の改正等に基づく定款の変更申請により、横浜市長の認証を得る。</li> <li>◎ 令和6年7月現在 南区内の市民利用施設の管理運営業務に特化した団体として13の施設の管理運営を行い、公益の増進に寄与すべく活動している。</li> </ul>		
業務内容	<p>定款で定める設置目的として「主として市民利用施設の管理運営に関する事業を行うとともに、地域交流の支援を行うことにより、公益の増進に寄与すること」を掲げ、NPO法上の「まちづくりの推進を図る活動」として、次の2つの事業を行っています。</p> <p>(1) 地区センター、コミュニティハウス等市民利用施設の管理運営      現在、地区センター3施設、コミュニティハウス5施設、スポーツ会館、こどもログハウス及び老人福祉センター各1施設の指定管理並びに学校施設活用型コミュニティハウス2施設の管理運営受託、計13施設の管理運営業務を行っています。      各施設は、区との協定等に基づき、災害時における補充的避難場所、福祉避難所、帰宅困難者一時滞在施設などの役割も担っています。</p> <p>(2) 地域交流支援      市民利用施設の運営を通じて、自治会町内会や福祉保健等の活動を行う団体から趣味のサークルまで、各種団体に対して活動場所の提供や活動の支援を行っています。また、自主事業の実施を通じた生涯学習の機会の提供や市区の重要施策の推進とともに、参加者による自主活動サークルの立ち上げの支援等にも取り組んでいます。</p> <p>地区社会福祉協議会や地域ケアプラザ等の関係団体・施設と連携した事業などにより、区民の健康づくり、高齢者等の見守り、子育て支援、青少年の健全育成や地域活動を担う人材の育成など、地域課題の解決と南区地域福祉保健計画の推進に取り組んでいます。</p>		
担当者 連絡先	氏名	所属	みなみ区民利用施設協会事務局
	電話	045-243-8411	FAX 045-232-9669
	Email		

(1) 応募団体のこと

- ア 応募団体の経営方針、業務概要、主要業務、特色等について
- イ 応募団体の業務における浦舟コミュニティハウス指定管理業務の位置づけ
- ウ 応募団体が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績

**ア 応募団体の経営方針、業務概要、主要業務、特色等について**

当協会は、地区センターなどの区民が利用する身近な施設は、区民自らの手で管理運営することで、より使いやすく快適な施設環境と最善のサービスが提供できるとの理念のもとに、地区連合町内会長等が中心となって設立した区民主体の団体です。

地区連合町内会長等が役員に就任し、理事会・総会において施設運営等についての議論を行うとともに、地域の皆様の意見を伺う場である施設ごとの「委員会」にも担当役員として出席しているなど、地域住民の意見・要望がより確実に施設運営に反映される体制をとっています。

また、当協会は、区民利用施設の管理運営に特化した団体であり、施設の利用に伴うお客様の満足度向上など、より良い施設運営を目指すことそのものが、法人としての経営方針となっています。

**みなみ区民利用施設協会の経営方針**

- ① 地域の誰もが気軽に利用することができ、「楽しかった」「元気が出た」など、また利用したくなる施設を目指します。
- ② 地域の皆様の自主的な活動を支援し、地域コミュニティの醸成、地域の連帯意識の形成を図ります。
- ③ 創意工夫による魅力的な自主事業を行うことで、参加者の裾野を広げ、お客様の拡大につなげていきます。
- ④ 無駄なエネルギー消費を減らすなど環境に配慮した施設運営を心掛けます。
- ⑤ お客様を気遣い相手をおもんぱかる「おもてなしの心」で接し、少しでもお客様の喜びにつながる対応をします。

当協会では、法人の設立経緯・目的に鑑み、経営的なメリットが少ないことなどから他の事業者が手をあげない施設であっても、積極的に指定管理者・受託事業者としての役割を担ってきました。多くの施設の管理運営業務に携わることでノウハウの蓄積やスケールメリットの発揮が可能となり、長期にわたる安定・安心の運営を実現することができます。

**みなみ区民利用施設協会による施設運営の主な特徴**

- ① 単独では経営的な難しさを抱える施設であっても、多くの施設を運営するスケールメリットを活かし、全体としては安定した経営のもとでの運営を実現しています。
- ② 多くの施設の管理運営を長年にわたり担ってきたことにより区民利用施設の運営に必要なノウハウを蓄積しており、それを活かした効果的・効率的な運営を実現しています。
- ③ 知識・経験を有する職員の施設間異動や交流により、技術・ノウハウや利用者の意見・要望等の共有が可能となり、質が高く均質な運営・サービスの提供を実現しています。
- ④ 予期せぬ事態や緊急時の対応に関しても、施設間での応援や区内に置かれた協会本部（事務局）によるバックアップ体制が敷かれており、安心・確実な運営を実現しています。
- ⑤ 地域の交流や課題解決に向けた支援、市区の重要施策の推進等に関しても、協会本部の統一的な方針のもとに各施設が取り組むことで、区内全域での面的な展開を実現しています。

**イ 応募団体の業務における浦舟コミュニティハウス指定管理業務の位置づけ**

身近な区民利用施設として多くの地域住民に利用されている地区センター・コミュニティハウスの運営を担うことは、当協会の設立趣旨に照らし絶対必須の使命であると認識しています。

特に浦舟コミュニティハウスは、複合福祉施設内に同居する社会福祉協議会や市民活動・多文化共生ラウンジ等と連携し、地区的範囲にとどまらない事業、相互の役割分担のもとでの事業なども行っているなどの特徴があり、その指定管理業務を担うことは、当協会が推し進める地域交流・活動の支援、南区地域福祉保健計画の推進等のためにも、必要かつ欠かすことのできないものと考えています。

**ウ 応募団体が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績**

在管理運営している施設種別	施設数	現在管理運営している施設種別	施設数
地区センター	3 施設	老人福祉センター	1 施設
コミュニティハウス	5 施設	スポーツ会館	1 施設
学校施設活用型コミュニティハウス	2 施設	こどもログハウス	1 施設
			計 13 施設

## (2) 浦舟コミュニティハウス管理運営業務の基本方針について

ア 設置目的、区政運営上の位置付け イ 地域特性、地域ニーズ ウ 公の施設としての管理

## ア 設置目的、区政運営上の位置付け

条例上の設置目的である「地域住民が自主的に活動し」「相互の交流を深める」ための施設として、区政運営方針が示す“地域の皆様と共にくる「あったかい南区」”を念頭に、「賑わいにあふれ、暖かさを感じられるまちづくり」「誰もが住み続けたい、子育てしやすいまちづくり」「安全で安心して暮らせるまちづくり」「地域の皆様とともに歩むまちづくり」に区や関係機関との連携・協働のもとに取り組んでいくことが重要な役割であると認識しています。また、その実現を図るために、自治会町内会や各種行政委嘱委員等による地域住民のための活動に対する積極的な支援を行い、地域の魅力を発信し愛着を育てる事業や、子育て支援・高齢者支援・地域の災害対応力の向上に寄与する事業、地域人材の発掘・育成につながる事業などを自主事業として展開するとともに、南区地域福祉保健計画など市区重要施策の推進に幅広く取り組んでいきます。

## イ 地域特性、地域ニーズ

## 【地域特性】

浦舟コミュニティハウスの周辺地区には、区役所や消防、児童相談所等の行政機能が集中しているほか、市立大学市民総合医療センターを中心とした医療機能が集積しています。また、浦舟複合福祉施設には区社会福祉協議会や地域ケアプラザなど様々な福祉施設等が入居しており、関係機関・施設との連携・協働がしやすい環境にあると言えます。

古くからの人情味あふれる街で、この地で長く暮らす高齢者なども多い一方で小中規模のマンションが多いことなどから若い世代や子育て世代も多く暮らしています。南区の中でも特に外国人が多く暮らす地域もあり、多様な住民に対する多様な事業展開が求められています。

## 【地域ニーズ】

浦舟コミュニティハウスがある寿東部地区は独自に会館を有している自治会町内会が比較的多いこと、浦舟コミハ自体がビルの10階というある種独特な環境にあること、入居している浦舟複合福祉施設には区社会福祉協議会（福祉保健活動拠点）や地域ケアプラザ、市民活動・多文化共生ラウンジなどもあり活動内容に応じて無料で利用できるスペースが豊富にあること、近隣には中村地区センターや区の公会堂もあることなどから、自治会町内会をはじめとした地域活動団体や小中学生等によるコミハの利用は非常に限られているのが実情です。そのため、浦舟コミハでは、他の施設の利用対象にはならない趣味のサークルなどの利用が非常に多くなっています。

地区センター・コミハの設置理念や目的からはより広い利用を促進していくことが必要とも考えられますが、近隣・同居施設との無理な競合は利用者の奪い合いにもなりかねないなど、双方にとってかえってマイナスとなる可能性もあります。そのため、基本的な役割や実施すべき事業は押さえつつ、施設どうしが連携・協力や役割分担をする中で、お互いの強みや特徴を活かしながら事業展開していくことが、地域の皆様にとってもより大きなメリットにつながるものと考えています。

## 地域特性・ニーズや施設利用の特徴を活かした取組の例

- ① 地域ケアプラザや保育ボランティアと連携した子育て支援事業の展開（あつまれ！ハニービー、おひさまひろば 等）
- ② 市民活動・多文化共生ラウンジとの連携による外国文化等の理解につながる事業の実施（世界のことば de おはなし会 等）
- ③ 複合福祉施設全体と連携した多世代が参加できる事業の実施（うらふね納涼祭 等）
- ④ ビルの10階にあり、多少大きな音を出しても近隣からの苦情を受けないことから音楽系サークルが多く利用しており、伴奏用のキーボードや譜面台の整備など環境の整備を図っている

## ウ 公の施設としての管理

公の施設の目的は「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供する」ことにあり、条例上の設置目的である「地域住民が自主的に活動し」「相互の交流を深める」ための会合や活動等に、公平・公正に利用できるように運営していくことが重要です。そのため、「横浜市浦舟コミュニティハウス利用要綱」により施設の利用や申込みのルールを定め、ホームページ等を通じてお客様に対して広く情報提供とともに、これに沿った運営を行っています。

また、職員全員に対する個人情報保護研修や、接遇向上研修、人権研修などを行い職員の資質向上に努めるとともに、子どもから高齢者、障害者や外国籍の方なども含め、誰もが、いつでも、安心して、気持ち良く利用できる環境・体制の整備に取り組んでいます。

お客様の声、意見・要望を伺い、施設運営に反映することでサービスの向上を図り、満足度を高めていくことは、区民のための施設にとって非常に重要なことです。地域を代表する方からご意見等を伺うための「委員会」、「お客様アンケート」や「ご意見箱」などを通じた評価・ご意見・ご要望等の把握とともに、それに対する説明や回答はホームページや館内掲示により公開しています。

## (3) 組織体制

## ア 管理運営に必要な組織、人員体制

## 職員の人員及び勤務体制

## 雇用形態・人数・勤務

職種	雇用形態	人数	勤務体制
館長	常勤	1名	平日 8時45分～17時(7時間15分)
スタッフ	非常勤	4名	3交代勤務 4時間又は4時間15分/1勤務 ・A時間帯(午前) 8時45分～13時 ・B時間帯(午後) 13時～17時 日曜・祝日は13時～17時15分 ・C時間帯(夜間) 17時～21時

## 業務内容・採用条件

職種	主な業務内容	必要な職能や採用条件等
館長	管理運営の総括責任者、施設管理 経理事務、庶務、自主事業	管理能力、指導・監督力、幅広い知識・経験、地域等と協力・連携 がとれる人、事業の企画、コミュニケーション能力、調整力
スタッフ	受付、案内、点検、常勤職員の補助	接遇能力が高く、誠実で協調性があり、きれい好きで、明るく笑 顔で接することができる人 主に区内近隣地域から採用

## 勤務時間とローテーション

平日 (月～金)		8:45	12:45	13:15	16:45	21:15		休日 (土日・祝日)		8:45	12:45	16:45	17:15	
開館時間		8:30	9:00	11:30	13:00	17:00	21:00	開館時間		8:30	9:00	11:30	13:00	17:00
館長								館長						
スタッフ	午前							スタッフ	午前					
スタッフ	午後							午後						
スタッフ	夜間						引継ぎ	夜間						

## 管理運営の工夫等

- 館長は、原則として平日昼間帯の勤務とし、区役所や関係団体、協会本部等との連絡調整、業者対応などが行いやすい体制とします。
- 夜間及び休日はスタッフが勤務しますが、事故や不測の事態、緊急時には館長と連絡がとれる体制とします。
- 毎朝、開館前に清掃及び施設点検を行い、安全・清潔な状態で施設を利用いただきます。
- 自主事業実施日など必要な場合には、館長とスタッフ、2名以上を配置します。
- 引継事項は「職員連絡ノート」に記録して、当日勤務以外のスタッフを含めて確実に伝達・共有できるようにします。
- 基本的に1人体制となるため、近隣施設による緊急時のバックアップが可能な体制をとります。また、近隣在住のスタッフが多いことから臨機応変の対応が可能です。
- 協会事務局で予算執行や管理状況、定期報告等の確認、会計経理や労務管理等を支援することで、館長、スタッフが現場の業務に集中できるようにします。また、協会事務局が同一フロアにあるため、臨機の応援が可能です。

## (3) 組織体制

## イ 個人情報保護等の体制・職員研修計画

## 個人情報保護等の体制

個人情報の保護に関する法律、同ガイドライン、横浜市個人情報の保護に関する条例及び「個人情報取扱特記事項」等を遵守し、個人情報の適切な取扱いを徹底するため、必要な規程等を整備するとともに、職員に対する周知・徹底を図ります。

- ・「みなみ区民利用施設協会個人情報保護方針」として、①個人情報を取り扱う際の基本事項②適正な管理③従事者の監督④収集の制限⑤目的外利用の禁止⑥研修の実施、について明確化します。
- ・協会事務局長が個人情報保護管理者となり組織全体を統括します。また、館長が各施設における個人情報保護責任者となり、全職員を対象とした年1回以上の研修、日常業務を通じた個人情報の適正管理についての周知・徹底等を図ります。
- ・館長会において、横浜市が毎月公表している「事務処理ミスの状況について」を用いて、個人情報の漏洩案件、指定管理者・委託先等での事務処理ミス等に関して情報共有、研修等を行います。各施設では、館長が中心となって職員に周知を図り、自分のこととして捉え、個人情報保護や事務処理ミスの防止に役立てるよう職員の指導を行います。
- ・特に、特定個人情報の取扱いに関しては、「みなみ区民利用施設協会特定個人情報の適正な取り扱いに関する基本方針」及び「みなみ区民利用施設協会特定個人情報等取扱規程」を定め、特定個人情報についての厳重かつ適正な取扱いを徹底します。
- ・「みなみ区民利用施設協会の情報公開に関する規程」及び「みなみ区民利用施設協会が指定管理者として管理を行う施設の保有する個人データの開示等の請求に関する規程」を定め、情報公開及び個人情報を含む情報の公開について適正な取扱いの徹底を図ります。

## 職員研修計画

研修体制は、①協会主催で全施設共通で行う研修と、②施設業務に密着したテーマを扱う研修の2系統で実施します。また、必要に応じて職員を外部研修に参加させて人材育成に努めます。

区分	研修名	研修内容	頻度
協会	全体研修	休館日に全施設の職員に対し、協会の経営目標や市・区の重要施策、人権、接遇、防災などをテーマに研修を行います。	1回/年
	AED研修	新採用職員及びAED講習を受けたことがない職員が、消防の職員からAEDの使用方法と心肺蘇生法の講習を受けます。	1回/年
	館長研修	館長会(5回/年)に併せて、人事考課、センター委員会、情報公開、利用者対応などについて研修を行います。	1回/年
	副館長研修	副館長会(5回/年)に併せて、会計・経理、労務管理、自主事業などについて研修を行います。	1回/年
	新採用職員研修	協会の運営施設、指定管理者の業務、お客様対応、おもてなしの心、就業規則などについて各施設配属前に行います。	1回/年
施設	個人情報保護研修	4月初旬に館長が講師となり、各職場の職員全員に対して、個人情報の仕組みとルール、漏えい事故のリスクと対応方法、適切な取扱いなど実務を踏まえた研修を行います。	1回/年
	人権啓発研修	職員全員を対象に業務で遭遇する人権にかかる問題(外国人にルーツのある人達、障がいのある人達、認知症の方への理解と対応など)をテーマに行います。	1回/年
	新人実務研修	新しく配属された職員にベテラン職員が仕事の流れ、業務の仕方、注意点等について実務を通じて教えます。一通り慣れた時点で習熟度を確認し、必要に応じてフォローします。	1回/年
	防災・避難研修	休館日に職員全員に対して、館長から災害時発生時の対応、館内放送、避難誘導、消防設備や避難器具の使い方などの研修を行います。	1回/年
	接遇・マナー研修	休館日にスタッフに対して、館長又は副館長から接客マナー、利用者要望や苦情対応、業務改善等について研修を行います。	1回/年

(3) 組織体制

ウ 緊急時の体制と対応計画

発災時の対応、避難場所としての運営の考え方

浦舟コミュニティハウスは、現状においては補充的避難場所、福祉避難所、土砂災害等による避難指示等発令時の避難施設、帰宅困難者一時滞在施設のいずれにも該当していませんが、被害や避難者の状況に応じて区災害対策本部からの要請があった場合には、可能な範囲での対応を行います。

また、南吉田小学校地域防災拠点の補充的避難場所としての役割を担うことや、浦舟複合福祉施設内にある他の施設との連携により担い得ると考えられる次のような役割についても、区からの要請に応じて検討していきます。

- 外国人被災者等の支援を行うことが想定される市民活動・多文化交流ラウンジとの連携による補完的な役割
- 災害時にボランティアの受入・派遣調整等を行う区社会福祉協議会との連携による補完的な役割
- 福祉避難所に指定されている浦舟地域ケアプラザ、浦舟ホーム（特別養護老人ホーム）、天神ホーム（特別養護老人ホーム）及び浦舟園（救護施設）との連携による補完的な役割

地域と連携した防災への取り組み

- 南吉田小学校、地域防災拠点が実施する防災訓練に参加し、平時から連携を進めます。これにより発災時に協力が要請された場合などにも、スムーズな対応がとれるようにします。
- 地域住民の防災意識を啓発するため、区役所及び消防署にも協力を仰ぎ、毎年、防災をテーマとした自主事業講座を実施します。

施設及び設備の故障、事故、犯罪等を予防する具体的な計画や体制

- 設備等の故障、事故に対する予防及び対応方法については「事故防止対応マニュアル」を整備し、職員への周知、徹底を図ります。
- 犯罪等の予防としては、開館中は定期的な巡回、館内外に防犯カメラを設置して常時監視を行います。
- 浦舟複合福祉施設全体としては防災センターが防火・防犯、災害対策及び施設設備の保守業務を担っており、万全を期す体制がとられています。
- 事故事例やヒヤリハットの共有、事故防止マニュアルなどリスクマネジメントの考え方により事故の防止に努めます。
- 開館中は利用者への挨拶や声かけ、定期的な巡回を行い、事故等の防止に努めます。

感染症流行、事故、災害等の緊急時の体制及び具体的な対応計画

- 「緊急時対応マニュアル」に傷病人発生、火災、盗難、暴力、不審者への対応方法を定め、日頃から繰り返し確認することで不測の事態に備えます。
- 協会管理の直近施設と相互に鍵を常備し、緊急時に施設開錠できる体制を取ります。
- 緊急事態が発生した場合は、「浦舟複合福祉施設内防災センター」と緊密な連絡を取り、適格な対応を速やかに行うとともに、当協会事務局や南区役所等関係者に通報します。
- 緊急連絡網により迅速で確実な職員参集と事象に応じた関係機関への連絡に万全を期します。
- 浦舟複合福祉施設共同防火管理協議会及び浦舟コミュニティハウスが消防署と連携し、定期的に行う避難訓練や防災訓練においては、各職員の役割、各設備の点検や初動体制の確認など実践を想定して実施し、施設内の団体職員全員が連携・協力して有事には速やかに対応します。
- 感染症流行に伴うコミュニティハウスの運営については、培われた経験とノウハウを活かし、基本的な感染対策の徹底に加え、臨時休館、業務再開、利用料金の取扱い、広報等について、当時の掲示物、スケジュール表、及び様式をリメイクするなどして、迅速かつ円滑に事務を進めてまいります。感染拡大時は、利用者の安全、感染防止に最大限配慮し、区の指示に基づき休館や新規予約の停止等の措置を行います。
- 感染拡大時は利用者の安全、感染防止に最大限配慮し、区の指示に基づき休館や新規予約の停止等の措置を行います。感染状況が落ちついた段階では利用者数・稼働率の早期回復に向け、事業の積極的実施や利用団体のサポートを行います。

(4) 施設の運営計画

- ア 設置理念を実現する運営内容
- イ 利用促進策

ア 設置理念を実現する運営内容

コミュニティハウスの設置理念である、地域コミュニティの醸成や地域の連携を促進するため、以下の事項に取り組んでまいります。

■基本的な考え方

- ・第4期南区地域福祉保健計画の基本理念である「区民の情（こころ）が生きるまち 南区」の実現に向けて、特に寿東部地区が地区別計画推進のスローガンとして掲げる「ひとの輪（和）をつなげるまちづくり」の精神に則り、取り組んでまいります。

■地域コミュニティの醸成

- ・地区連合定例会や地区懇談会に参加し、地域の課題を把握するとともに、これまで利用がなかった自治会会議の利用呼びかけや事業協力を推進します。
- ・自治会町内会及び地域活動団体の活動には、優先的な利用を承認します。
- ・地域課題をテーマとした自主事業の実施やサークル活動の支援に努めます。

■地域社会等との連携

- ・まるごとみなみ（施設間連携事業）や「うらふね納涼祭」を通じた施設間連携の推進。
- ・浦舟複合福祉施設関連団体等に関し優先的に会場を利用してもらうなど地域の活動を支援します。
- ・「街の先生」に自主事業の講師を依頼するなど、ボランティアの育成や活動支援に努めます。
- ・地域の会合や地域行事などにも積極的に参加し、地域との顔の見える関係づくりに努めます。

イ 利用促進策

■ホームページの充実

- ・施設情報やイベント情報などをタイムリーに提供するとともに、自主事業参加者の活動の様子や利用者の声などを紹介します。また、地域主催の行事や地域の活動団体の紹介など地域情報を発信します。さらに、利用者向けに各部屋の予約状況（空き部屋情報）を掲載するなどして、利用しやすい施設を目指します。

■広報活動の充実

- ・自主事業等のポスターは、近隣の中村地区センターはもとより、他の地区センターやコミュニティハウスと連携して相互に掲示するなど、広報に努めます。
- ・町内会掲示板への掲出依頼を新たに行います。

■新しい利用者の開拓

- ・さまざまな自主事業を実施することにより、新しい活動内容のサークルの掘り起こしや、立ち上げを支援します。
- ・浦舟コミュニティハウスがビルの10階に立地する利点を生かし、他のコミュニティハウスと異なり、近隣への騒音の影響が少なく、歌や楽器演奏を伴うサークル活動も可能な施設という特徴を生かして新たな利用者の開拓を図っていきます。
- ・これまで利用のなかった自治会町内会等への施設の紹介・利用呼びかけを行います。
- ・現在、利用者が少ない図書コーナーを活用し誰でも気軽に利用できる学習スペースを整備します。

(4) 施設の運営計画
ウ 利用者ニーズの把握と運営への反映
エ 利用者サービス向上の取組
ウ 利用者ニーズの把握と運営への反映
<p>日常の業務を通して、お客さまとのふれあいを大切にし、その中から<u>生の声を肌で感じること</u>をモットーとしてお客様のニーズを把握します。また、地域の会合や集まりに積極的に参加することによって、<u>利用されていない方の意見も含め収集いたします。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「<u>コミュニティハウス委員会</u>」及び「<u>利用者会議</u>」の場で、意見や要望を把握します。</li> <li>・ <u>館内に「ご意見箱」を常設し、寄せられた意見・要望・苦情等は、その内容とそれに対する回答を館内に掲示します。</u></li> <li>・ <u>利用者アンケートを実施し、結果及び対応について館内掲示し、ホームページに掲載します。</u></li> <li>・ <u>自主事業の参加者アンケートに感想や要望を記入してもらい、次の企画に役立てます。</u></li> <li>・ 把握した意見や要望等は、職員で共有し、対応を協議して、できるものはすぐに対応します。対応に時間がかかるものや実現困難なものは、丁寧に回答し、ご理解いただくよう努めます。</li> </ul>
エ 利用者サービス向上の取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用日の3か月前から利用予約の申請ができます。<u>利用予約申込は電話受付可能で来館せずとも抽選に参加でき、結果を電話でお知らせ</u>しており、好評を得ています。</li> <li>・ トイレ環境の改善のため、全てを温水洗浄便座とし、センサー付き LED 照明の設置を行っています。</li> <li>・ 利用者安全対策及び犯罪抑止力の向上のため、録画機能を持った高機能の防犯カメラを複数設置しています。</li> <li>・ 文学賞受賞作品・ノミネート作品や話題となっている書籍等を年6回新規購入しています。市立図書館等よりも予約待ちが短く早く借りられると好評を得ています。</li> <li>・ 双方向通訳機の導入により、スタッフと利用者が外国語のままコミュニケーションを取れるようにしています。</li> <li>・ 自主事業をきっかけとしたサークルの立上げ時に優先利用を認めて立ち上げを支援します。</li> <li>・ 街の先生や浦舟コミュニティハウスの活動団体を紹介する機会を設けます。</li> <li>・ 音楽関係のサークルの利用が多いことから、キーボード・譜面台・ラジカセ等貸出し機器の充実を図っています。</li> </ul>

(4) 施設の運営計画

オ 横浜市重要施策に対する取組

情報公開について必要な規程等を整備するとともに、全職員を対象とした研修を行うなど徹底を図ります。小さな子どもから高齢者、障害者や外国人など、様々な市民が利用している実態を踏まえ、人権研修の充実等により、誰もが公平・平等に気持ちよく利用できる施設運営に努めます。ワークライフバランスや男女共同参画を推進するための計画を策定・推進するとともに市内中小企業優先発注を進めるなど、市の重要施策を推進します。

特に、「横浜市中期計画 2022~2025」に対応して、次の事項に取り組んでいきます。

① 中期計画の基本姿勢

【SDGs実現の視点】

横浜市がSDGsの実現に向けて取り組む団体等を独自に認証する制度「Y-SDGs」の認証(Superior=上位認証)を協会として取得しています。各施設においても、再生可能エネルギー(風力発電による電力)の利用やSDGsの推進に関する自主事業の実施など、積極的な取組を進めています。

【地域コミュニティ強化の視点】

南区地域福祉保健計画及び地区別計画の推進を地域交流や活動の支援を進める際の中心的な取組と位置づけ、協会全体で取り組んでいきます。

② 困難な状況にある子ども・家庭への支援(中期計画 政策3)

- 浦舟複合福祉施設内の団体が行う子ども向けの事業に関して、優先的に利用を承認します。
- 児童向け図書の充実を図ります。

③ 地域コミュニティの活性化(中期計画 政策9)

- 自治会町内会及び地域活動団体の行う事業及びこれに関わる会議等については、優先的に部屋の利用を承認します。
- 「うらふね納涼祭」や自治会等主催のお祭りには、会場や設備を提供するばかりでなく、自らも参加して、地域を盛り上げます。

④ 多文化共生の推進(中期計画 政策11)

- 中国を中心とした外国籍等の方が、市民活動・多文化共生ラウンジの事業としてコミュニティハウスを利用することが多いことから、ラウンジともコミュニケーションを取りながら、利用ニーズ的確に対応していきます。
- 自主事業では、ラウンジとの連携のもとに、外国の文化への理解を深め、交流につながる事業を企画・実施します。

⑤ 障がい児・者への支援(中期計画 政策13)

- 浦舟複合福祉施設内に同居する浦舟特別支援学校やよこはま夢工房浦舟、その他障害関連団体等からの利用申請があった場合は、優先的に承認します。
- 「うらふね納涼祭」や「まるごとみなみ連絡協議会」の取組を通じて浦舟複合福祉施設内や区内の福祉施設、関連団体等との連携を深め、協働して障害者への理解・支援を拡大していきます。

⑥ 持続可能な資源循環の推進(中期計画 政策19)

- 「ヨコハマ3R夢」推進のための自主事業講座を、資源循環局の協力の下、実施しています。
- 照明のLED化を実施しています。
- グリーン購入を徹底し、環境負荷の少ない(再生・リサイクル等)物品の使用と総量の抑制

⑦ 地域の活動拠点として、他の施設とともに地域の課題や情報の共有を図る体制

- 市民活動・多文化共生ラウンジ、地域ケアプラザなど浦舟複合福祉施設内の施設や団体が共催で行う地域のイベントへ積極的に参画し、課題や情報を共有します。(うらふね納涼祭等)
- 「まるごとみなみ連絡協議会」に参加し、他施設と地域の課題や情報を共有します。
- 寿東部地区連合町内会の定例会や地区懇談会等に出席し、課題や情報を共有します。
- 協会として南区社会福祉協議会会員となっており福祉関係団体分科会に属しています。その活動を通じ、他の所属団体とも連携して南区の社会福祉の増進に寄与します。

(4) 施設の運営計画  
力 地域コーディネート機能に対する取組

基本姿勢

地域コーディネート機能を発揮するために、次の基本姿勢をもって臨みます。

- ① 日々の業務や会議等を通して、地域の課題を認識します。
- ② ①の課題認識を踏まえ、当施設でできることを検討します。
- ③ 自主事業を中心に、課題解決に役立つ講座等を企画します。
- ④ 企画にあたっては、該当する区役所所管課、消防署、資源事務所等に対し共催などの連携を打診します。テーマにより、地域ケアプラザ、区社協、NPO法人も同様とします。
- ⑤ テーマにより地域に該当する活動団体（民生委員児童委員、保健活動推進員、青少年指導員、スポーツ推進員などの行政委嘱委員等を含む）がある場合は、共催などの連携や講座の受講を働きかけます。
- ⑥ 事業実施後は関係者で振り返りを行って、相互の関係を深め、新たなテーマで事業を行うとき、よきパートナーとして協力してもらうようにします。

情報の収集や共有を行う会議等

<主催>浦舟コミュニティハウス委員会

<参加> ・南区主催の「まるごとみなみ連絡協議会」 ・自治会町内会の地区懇談会、及び定例会  
・浦舟複合福祉施設管理運営委員会  
・うらふね納涼祭実行委員会

自主グループの創設と自立して活動できるまでの支援

複数回で開催する自主事業講座では参加者どうしの交流が生まれやすいので、講座最終回に自主グループ結成を勧奨します。結成されたグループに対しては向う6か月間にわたる部屋の優先利用を承認し、当該グループがスムーズに独り立ちできるようサポートします。

発意を持っている団体の発見や協働の相手方の見つけ方

当施設で活動している団体の発表の機会をつくります。具体的にはみなみラウンジが開催しているフェスタやうらふね納涼祭等への出演する機会を作ります。これにより団体の日々の練習の励みになるとともに、幅広い世代へ団体をアピールすることができます。

「まるごとみなみ連絡協議会」では施設間連携事業を相互に情報共有しあえるため、共同でイベントを開催することに役立っています。特にみなみラウンジとは成果発表会や個別のイベントにおいて協力しあいながら活動しています。

地域人材の活用、地域活動団体の活動支援

自主事業の講師は、「街の先生」やコミュニティハウスで活動する団体のメンバーといった人たちなど、なるべく地域にお住まいの方にお願いします、さらに地域活動団体にも依頼し、このことが団体の活動の幅を広げ、メンバーが増えるなど活性化につながるようにします。

## (5) 自主事業計画

## 自主事業計画の考え方

企画、実施に当たっては、南区地域福祉保健計画及び同地区別計画の推進や市・区の重要施策に寄与すること等を積極的に行うよう努めることとし、地域コミュニティの醸成や地域の連携を促進する趣旨の下、以下のカテゴリーを念頭に、個々の事業（講座等）を計画します。

- |           |           |          |
|-----------|-----------|----------|
| ① 体験・生涯学習 | ② 健康と生きがい | ③ 子育て支援  |
| ④ 高齢者支援   | ⑤ 青少年育成   | ⑥ 地域活動支援 |
| ⑦ 施設間連携   | ⑧ 多文化共生   |          |

「同好の士」や「同学の士」の出会いの機会となり、サークル活動に結びつくようにします。

## 自主事業の特徴、独自性

自主事業の企画にあたっては、これまでの施設利用者の詳細な実態把握結果や「浦舟複合福祉施設」内にあるという当施設の特徴など考慮した内容とします。

テーマとしては、次の内容を意識して構成していきます。

- ① 施設間連携事業：区の事業である「まるごとみなみ」関連施設と連携した事業。特に複合福祉施設内の同じ建物内にある事業所と連携した事業
- ② 子育て支援事業：未就学児と保護者を対象とした事業
- ③ 健康と生きがいに関連した事業：シニア層の健康維持に配慮した事業
- ④ 体験学習：文化教養等幅広い分野に関する事業
- ⑤ 浦舟コミュニティハウスの利用団体の特徴・傾向を活かした団体どうしの交流事業

- ・ 自主事業は乳幼児から高齢者まで、すべての年齢を対象にします。また、働いている世代のために夜間、土日に開催する講座も用意します。
- ・ 地域課題をテーマとする事業は、コミハ単独でこれを行わず、関係する行政機関、施設、地域活動団体等と共に実施します。

## 自主事業の実現性

これまで継続して行ってきた事業をベースにしながら、みなみ市民活動センターが推薦する「街の先生」に依頼する講座を多くして、地域でのグループ作りの実績・経験等が豊富な講師に依頼します。また、当施設で現在グループ活動を実践している講師にも依頼してまいります。さらに、浦舟複合福祉施設内で活動実績のある団体と連携していくため、どの事業も確実に行うことができます。

## &lt;事業例&gt;

- ・ 外国語の絵本の読み聞かせ体験（多文化ラウンジ共催）
- ・ 料理教室「お国自慢の料理」（タイ・中国・韓国等・多文化ラウンジ共催）
- ・ おひさまひろば（未就学児対象）
- ・ 「南区浦舟・中村地区の身近な歴史講座」（中村地区センター共催）
- ・ 高齢者の健康を配慮した「骨盤調整ヨガ、ストレッチ」
- ・ アロマテラピー教室・フラワーアレンジメント教室

## (6) 施設及び設備の維持管理計画

浦舟複合福祉施設では、入居している各施設及び横浜市の所管部局で構成される「浦舟複合福祉施設管理委員会」が設置されています。建物全体に関する管理業務委託契約は委員会が一括で結んでおり、必要な維持管理業務は構成員である各施設が分担しています（浦舟コミュニティハウスとしては、小破修繕業務を受け持っています。）。

## ■保守管理

浦舟複合福祉施設では、施設利用の「安全」と「安心」を確保するために、1階の防災センターにビル管理を専門とする業者が常駐しています。また、次のとおり専門業者による法定点検や機能維持点検を実施し、施設の維持保全に努めています。

浦舟コミュニティハウス維持管理一覧表

電気設備点検	毎月
消防設備定期点検	2回／年
エレベータ定期点検	毎月
自動ドア定期点検	4回／年
床清掃（洗浄・ワックス）	6回／年
窓ガラス清掃	2回／年
害虫駆除	2回／年
総合巡回点検	毎日

## ■自主管理

- ・日常的な清掃は職員自身が毎日行います。
- ・午前・午後・夜間の時間帯に各1回以上職員が館内を巡回・確認を行って、不具合等の早期発見に努めることにより、損傷の拡大を未然に防ぎます。
- ・簡単な修理やテーブルの傷の補修など専門的な技術を要さない修繕は職員自らが行い、経費縮減を図ります。

## ■修繕等

毎日の巡回点検を重視して傷は小さなうちに、設備の不具合は軽度のうちに、的確に修繕を実施し、建物や設備の長寿命化を図ります。

委託業者による保守点検での指摘事項や日常業務の中から必要とする修繕は、「安全」を最優先に、横浜市とも協議の上で実施します。

(7) 収支計画（収入計画）

ア 収入計画の考え方について

イ 増収策について（※利用料金収入は、地区センターのみ該当）

ア 収入計画の考え方について

■自主事業収入

自主事業の収入計画で利益を出すことは考えておりません。魅力あるテーマを企画し、参加者に求める負担金を低く抑え、事業への参加意欲を高め、地域の方々が相互交流し、ひいては、新たな地域コミュニティ団体やグループの形成となるよう、貢献してまいります。

趣味の講座など事業の効果が個人に還元されるものについては参加費で事業費を賄うことを原則に、地域福祉保健計画や市区の重要施策の推進など事業の効果が地域は住民一般に還元されるものについては無料または低廉な金額とすることを原則として参加費を設定します。

■雑収入

- ・ コピー機は利用者ニーズへのサービス対応ですが、使いやすく場所、誰もが認識できる位置に設置しています。
- ・ 飲料自販機は利用者ニーズを反映しつつ増収に努めます。

イ 増収策について

■自主事業収入

魅力的な自主事業を企画して、適切な料金と定員数を設定し、参加率を高めます。

■雑収入

自販機については、現状の売れ行きを踏まえ、利用者ニーズや季節に応じた飲料の種類を販売業者と協議しながら、収入アップにつなげます。

## (7) 収支計画（支出計画）

## イ 支出計画の考え方について

職員一人ひとりがしっかりと経費節減についての認識を持ち、創意工夫をして日々の業務にあたります。

費用対効果を考え、効率的かつ効果的な支出に努めるとともに、適切な予算の執行となっていることを定期的にチェックします。また、協会が複数の施設を統括して管理運営することのスケールメリットを生かして、支出の削減・縮減化を図ります。なお、経費節減ばかりに目が向き、施設の安全性やお客様サービスの低下を招かないよう十分注意して運営管理します。

## 人件費

- 円滑な運営管理とお客様に安全で快適なサービスが提供できる配置人員を確保し、適切なローション勤務により、効率的・効果的に業務を推進します。また、職員の不測の事態にも柔軟に対応できる体制とします。
- 業務見える化して、業務の標準化、最適化、マニュアル化などにより、誰でも同様なサービスが提供できるようにし、非効率な業務を減らすことによりサービス向上を図ります。
- 近隣地域から職員を採用することにより交通費を抑制します。
- 適正な人員配置等により、サービスの維持と人件費の抑制の両立に努めていますが、業務の性質上、経費全体に占める人件費の割合は大きくならざるを得ません。賃金水準スライドにより賃金引き上げの財源が指定管理料として措置されることとなったものの、市の予算措置は翌年度の指定管理料でしか行われないため、最低賃金の引き上げに伴って行う時給職員の賃金単価引き上げについては、10月1日からの半年分が財源措置のないままの支出増となっています。このような支出増は、結果的には利用者サービスにも通じる他の経費の適正な執行を圧迫している面があると言わざるを得なくなっています。(常勤職員給与のベースアップについては、同様に翌年度まで財源措置がないため、公務員のように当該年度の4月1日に遡っての実施ではなく、翌年4月1日の実施に見送ることで人件費抑制を図らざるを得ない状況となっています。)

## 事務費

- 事務機器やシステム等の故障によって業務に与える影響が大きいものは、経年劣化や老朽化を考慮し、壊れる前の更新や予備品のストックなどにより、不具合発生時に備え業務に支障がでないように努めます。
- 備品・消耗品は、施設利用のために欠かせないものを除き、必要最低限の購入にとどめます。なお、多く消費するものは、まとめ買いによりコスト縮減を図ります。
- 一定額以上の物品購入は複数業者からの見積もりを徴収し、価格を比較し経費の節減を図ります。
- ネットからの商品情報の収集や100円ショップの活用などにより経費の抑制に努めます。
- コピーは両面コピーで紙の縮減、期限で廃棄する資料等も裏紙利用できるものは再利用します。
- 資料や文書を電子化し、活用することでペーパーレスに努めます。

## 光熱水費

- 複合福祉施設全体の効率的な契約に基づき、電気とガス料金の低減を図ります。
- 施設の維持管理や清掃委託は、同じく複合福祉施設全体の一括契約により経費縮減を図ります。
- 照明器具のLED化と空調の適正温度、こまめな節電により光熱水費を節減します。

## 管理費

- 軽微な修理や修繕、部品交換、塗装補修など施設管理者で対応できるものは、材料や部品を購入し、職員が直接行うことでの修繕費の節減を図ります。
- 日頃から施設の状況を把握し、異常が発見された際には、速やかに適切な対応が取れるようにします。

## 利用者サービス

- 図書の購入はニーズの反映や魅力のある人気図書を厳選し、多くの人の利用が見込まれる図書の購入に努めます。さらに新規購入図書のリクエストを受け付けます。
- 利用団体の特徴や傾向、ニーズ等を踏まえて貸出し物品の充実を図ります。

単独団体名・共同事業体名	特非) みなみ区民利用施設協会
施設名	横浜市浦舟コミュニティハウス

## 令和7年度収支予算書(兼指定管理料提案書)

### I. 指定管理料

(単位:千円)

提 案 額 (a)	14,323	指定管理料=小計【イ】を記入 ※区指定上限額(b)の範囲内で提案してください。
※区指定上限額 (b)	14,323	
差 引 (a) - (b)	0	
提案額の区指定上限額に対する割合 (a) / (b)	100.0%	

### II. 令和7年度収支予算書(総括表)

#### 1 収入の部

項 目	合計金額 (単位:千円)	備 考
自主事業収入 [A]	296	
雑入 [B]	381	
小 計 【ア】 ([A]~[B])	677	施設運営収入の計
指定管理料 [C]	14,323	【ウ】 - 【ア】
小 計 【イ】 ([c])	14,323	指定管理料
収入合計 ([ア] + [イ])	15,000	

#### 2 支出の部

項 目	合計金額 (単位:千円)	備 考
人件費 [a]	8,297	
事務費 [b]	790	
自主事業費 [c]	536	
管理費A(光熱水費等) [d]	1,660	
管理費B(保守管理費等) [e]	1,750	
公租公課 [f]	912	
事務経費 [g]	1,055	労務、経理等の本部事務経費等
支出合計 【ウ】 ([a]~[g])	15,000	

※金額は、消費税及び地方消費税(10%)込みの額を記載してください。

単独団体名・共同事業体名	特非) みなみ区民利用施設協会
施設名	横浜市浦舟コミュニティハウス

## 令和7年度収支予算書

## 1 収入の部内訳（指定管理料除く）

(単位:千円)

項目	内 容 等	金 額	
自主事業収入	自主事業	ア 296	
		イ	
		ウ	
		エ	
		オ	
	小 計	【A】 296	ア～オ
雑入	印刷代	カ 140	
	自動販売機手数料	キ 241	
		ク	
		ケ	
		コ	
		サ	
	小 計	【B】 381	カ～サ
小 計 【A】	施設運営収入計	677	【A】～【B】

※金額は、消費税及び地方消費税（10%）込みの額を記載してください。

単独団体名・共同事業体名	特非) みなみ区民利用施設協会
施設名	横浜市浦舟コミュニティハウス

## 令和7年度収支予算書

## 2 支出の部内訳(ニーズ対応費除く)

(単位:千円)

項目	内 容 等	金額	
人件費	正規雇用職員 館長給与	ア 4,575	
	臨時雇用職員 スタッフ給与	イ 3,395	
	対象外の人事費	ウ 327	ウ-1~ウ-4
	通勤手当	ウ-1 271	
	健康診断費	ウ-2 50	
	勤労者福祉共済掛金	ウ-3 6	
	退職給付引当金繰入額	ウ-4 0	
小計		[a] 8,297	ア~ウ
事務費	旅費	エ 3	
	消耗品費	オ 200	
	会議賄い費	カ 2	
	印刷製本費	キ 120	
	通信費	ク 65	
	使用料及び賃借料	ケ 239	ケ-1~ケ-2
	横浜市への支払い分	ケ-1 41	
	その他	ケ-2 198	
	備品購入費	コ 0	
	図書購入費	サ 108	
	施設賠償責任保険	シ 5	
	職員等研修費	ス 2	
	振込手数料	セ 10	
	リース料	ソ 0	
	手数料	タ 34	
	地域協力費	チ 2	
		ツ	
		テ	
	小計	[b] 790	エ~テ
自主事業費		[c] 536	
管理費A	電気料金	ト 900	
	ガス料金	ナ 540	
	上下水道料金	ニ 220	
	小計	[d] 1,660	ト~ニ
管理費B	清掃費	ヌ 444	
	修繕費	ネ 150	
	機械警備費	ノ 0	
	設備保全費 1000	ハ 970	ハ-1~ハ-6
	空調衛生設備保守	ハ-1 176	
	消防設備保守	ハ-2 140	
	電気設備保守	ハ-3 176	
	害虫駆除清掃保守	ハ-4 46	
	駐車場設備保全費	ハ-5 432	
	その他保全費	ハ-6	
	共益費	ヒ 186	
		フ	
		ヘ	
	小計	[e] 1,750	ヌ~ヘ
公租公課	事業所税	ホ	
	消費税	マ 912	
	印紙税	ミ	
	その他( )	ム	
	小計	[f] 912	ホ~ム
事務経費	本部分 労務、経理等の本部事務経費	メ 905	
	当該施設分 ルート回収、粗大ごみ	モ 150	
	小計	[g] 1,055	メ~モ

小計【ウ】

施設管理運営経費計

15,000

[a]~[g]

※金額は、消費税及び地方消費税(10%)込みの額を記載してください。

※公租公課欄には、仕入税額控除後の消費税及び地方消費税見込額、その他税額を記載してください。